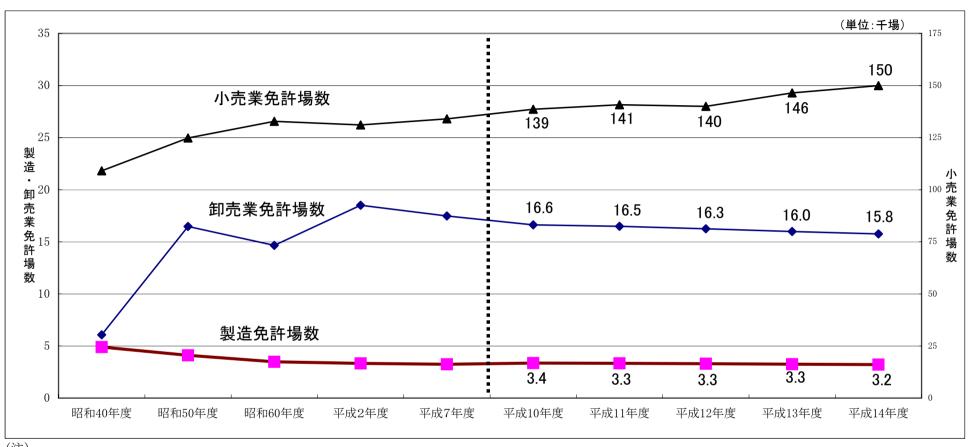
酒類業免許場数の推移(昭和40年度以降)



(注)

- 1 各会計年度の末日(3月31日)の場数である。
- 2 製造免許場数は、1製造場において複数の種類の製造免許を受けている場合においても1場としている。
- 3 卸売業免許場数は、酒類販売業免許のうち酒類の卸売業を行えるものの場数である。
- 4 小売業免許場数は、全酒類小売業免許(一般及び大型)の場数である。
- 5 卸売業免許場数及び小売業免許場数に期限付免許は含まない。
- 6 昭和46年10月1日酒類販売業免許について、販売方法の条件解除等の特別措置を実施している。
- 7昭和47年5月15日沖縄復帰に伴い、これ以降沖縄県分を加算している。
- 8 平成12年度は、平成12免許年度が平成13年1月から開始されたため、年度末までの新規免許付与数が少なかった。